

現在お使いの減額認定証・限度額適用認定証の

有効期限は平成31年(令和元年)7月31日までです!



8月1日より

減額認定証

(限度額適用・標準負担額減額認定証)

限度額適用認定証

に変わります

新しい



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限 令和2年 7月 31日
交付年月日 令和元年 8月 1日

被保険者番号 01234567

住所 広域市連合町1丁目

氏名 広域 太郎 男

生年月日 昭和 7年 7月 7日

有効期日 令和元年 8月 1日

区分Ⅱ

令和元年 8月 1日

保険者印

ご確認ください!

減額認定証・
限度額適用認定証の
色が変わります
(黄緑色)

新しい減額認定証 限度額適用認定証 は7月中に交付します

- ① 入院及び外来で受診する際には、保険証と一緒に提示してください。
- ② 減額認定証 限度額適用認定証 をお持ちでない方で交付対象の方は、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口へ申請してください。

必ず 有効期限をご確認ください!

減額認定証 限度額適用認定証 を提示して受診した場合

入院及び外来の窓口での自己負担額が次のように減額されます。
入院したときは、医療費自己負担額のほかに、食事代などの一部が減額されます。

適用区分	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	食事療養標準負担額		生活療養標準負担額	
			食事代	食事代	居住費	
限度額適用認定証	現役Ⅱ 住民税の課税所得380万円以上 690万円未満の被保険者と その方と同一世帯にいる被保険者の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円※1)	1食 460円 ※2	1食 460円 ※3	1日 370円	
	現役Ⅰ 住民税の課税所得145万円以上 380万円未満の被保険者と その方と同一世帯にいる被保険者の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※1)				
減額認定証	区分Ⅱ 住民税非課税世帯であり、 区分Ⅰに該当しない方	24,600円	90日までの入院 1食 210円 90日を越える入院 1食 160円※4	1食 210円	1日 370円 ※5	
	区分Ⅰ 住民税非課税世帯であり、 下記ア・イに該当する方 ア.世帯全員が年金収入80万円以下で、 その他の所得がない方 イ.老齢福祉年金を受給している方	8,000円	15,000円	1食 100円	年金受給額が 80万円以下の方 1食 130円 老齢福祉年金を 受給している方 1食 100円	0円

※1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
 ※2 指定難病の医療受給者証をお持ちの方は、1食260円です。 ※3 一部医療機関では、420円です。
 ※4 過去12か月で区分Ⅱの減額証の交付を受けている期間のうち、入院日数が90日を超えている場合には、申請をして認定を受けると該当になります。
 ※5 指定難病の医療受給者証をお持ちの方は、0円となります。

◆「ジェネリック医薬品希望カード」を配布しています

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は効き目や安全性が新薬(先発医薬品)と同等と確認されたもので、開発費用が少なく済むため価格が安くなります。
「ジェネリック医薬品希望カード」を市区町村で配布しておりますのでご活用ください。処方については医師や薬剤師にご相談ください。



◆ 健診を受けましょう

生活習慣病等の早期発見や重症化を防ぐためには、定期的な健康診査が重要です。健康診査は、お住まいの市区町村で受けられます。

◆ 臓器提供に関する意思表示欄の記載について

臓器移植に関する法律により、保険証の裏面に臓器提供の意思を表示できるようになっております。記入するかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、記入を強制するものではありません。

お問い合わせ先

お住まいの市区町村の
後期高齢者医療担当窓口

または

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内 ☎011-290-5601